

議案第 7 6 号

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和 2 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「第 4 6 条第 2 項」の次に「（法第 5 4 条の 3 において準用する場合を含む。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、

特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条中「法及び」を「法並びに」に、「「府令」を「「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準府令」に改め、「。）」の次に「及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳児等通園支援事業基準府令」という。）」を加える。

第3条及び第4条中「府令」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準府令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第5条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業基準府令で定める基準をもって、その基準とする。

（北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第2条中「法及び」を「法並びに」に、「「省令」を「「家庭的保育事業等基準省令」に改め、「。）」の次に「及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業基準府令」という。）」を加える。

第3条中「基準は、省令」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等基準省令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第4条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める乳児等通園

支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業基準府令で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。